

第1章 総 則

1 目的

この要領は、静岡県が管理する道路の現況を調査し、道路法第28条に基づき道路台帳（調書及び図面をもって組成する）を作成し、今後の道路整備計画、道路維持管理等の資料を得ることを目的とする。

(1) 道路現況図

ア 道路現況平面図

イ 公図写

(2) 道路占用平面図

(3) 道路台帳調書

ア 道路法施行規則様式第四（道路保全課で作成）

(ア) 第一表（道路台帳）

(イ) 第二表（実延長調書）

(ウ) 第三表（トンネル調書）

(エ) 第四表（橋調書）

(オ) 第五表（鉄道等との交差調書）

イ 道路現況調書

(ア) ブロック図

(イ) 起終点図

(ウ) 幅員図

(エ) 原票類

2 調査の方法

(1) 道路現況図

ア 道路現況平面図

(ア) 縮尺1/500で現況を実測し、各路線毎に作成する。

ただし、静岡県道路公社が管理する有料道路を含む。

(イ) 調査の範囲は、概ね道路区域の境界線と思われるところから10m程度とする。

(ウ) 境界立会は、原則として行わないものとする。道路改良・道路改築等により用地杭が設置され、境界が明確である部分と、不明確な部分とは記号をもって区分する。

イ 公図写

公図は、市町界、大字、字、地番及び官民界等の調査に使用するとともに、今後の道路維持管理の資料とするものであり、転写範囲は全幅40m程度とする。

(2) 道路占用平面図

道路現況平面図を複写（第2原図）したものを使用し、関係機関の資料及び実測により作成する。

(3) 道路台帳調書

ア 道路法施行規則様式第四（第一表～第五表）

「道路台帳作成要領」、「一般国道・県道路線調書（静岡県）」を基本として実測により道路保全課で作成する。

イ 道路現況調書

(ア) ブロック図

縮尺1/50,000の路線図を使用し作成する。

(イ) 起終点図

路線の起終点及びブロックの起終点を縮尺1/500（道路現況平面図）で作成し、幅員図に添付する。

(ウ) 幅員図

縮尺1/500の道路台帳現況平面図から1/3,000の縮尺でオフセットにより作成する。

(エ) ブロック、ユニット及び原票類

第3章 道路台帳の作成により作成する。

3 道路台帳の保管

道路台帳は、交通、土地、住民等と深い関連を持っているので活用しやすい位置に保管しなければならないため、道路保全課及び土木事務所でそれぞれ保管するものとする。

4 道路台帳の維持管理

道路台帳は、県工事の施工、県工事以外の理由により道路区域、道路の現況に変化があった場合はすべて調査及び図面の補正を行うものとする。

(1) 道路台帳の補正

ア 県において工事を実施したもの

維持修繕工事等で幅員、延長等現況に変化を与えないもの（例：舗装補修、パッチング）以外はすべて道路台帳補正調書を作成し提出する。

イ 県工事以外の理由によるもの

土木事務所の所管する県工事以外の次の理由により、道路の区域、現況に変化が生じ、その補正を必要とするものは道路台帳補正調書を提出する。

- (ア) 路線認定関係
- (イ) 他の道路管理者との工事関連
- (ウ) 道路法20・21・22・24・32条関連
- (エ) 土地区画整理事業、都市計画事業関連
- (オ) 市町への振替、引受（不用物件の処理を含む）
- (カ) 国の直轄施行の引受
- (キ) 指定区間への編入

(2) 道路台帳補正調書の提出時期

ア 県において工事を実施したもの

県において実施した工事は変更設計書（変更を伴わないものにあつては工事完成届）と同時に提出するものとする。

イ 県工事以外の理由によるもの

県工事以外の理由によるもので（ア）～（オ）までは、認定の告示、区域決定（変更）の告示後、（カ）・（キ）は官報告示後に作成（訂正）する。ただし、道路法20・21・22・24・32条関係の工事にあつては、工事完了届提出と同時に道路台帳補正調書を提出すること。

(3) 道路台帳補正調書に必要な書類

ア 県において工事を実施したもの

道路台帳補正に必要な図面一式

イ 県工事以外の理由によるもの

平面図、縦断面図、横断面図、その他詳細図一式。

(4) 補正調書作成の注意事項

ア 県工事、県工事以外を問わず道路台帳の補正を伴うものは工事平面図に起点・終点のブロック、ユニットを明示するブロックユニットタイトルをつけること。

イ 県工事による道路台帳補正調書は区域変更、供用開始前は管理課が保管し、区域変更、供用開始後は工事課が保管する。

ウ 継続事業の工事については、年度消化分について道路台帳補正調書を作成し管理課で保管する。供用開始した時点でその部分のみ電算に入力する。（全線を一括供用開始する場合はその時点で全線入力する。）ただし、現道の場合は区域決定（変更）がされ、4月1日現在で供用開始されていない場合は未供用として電算入力し、供用開始された後補正する。

エ 繰越工事の場合は完成時点で道路台帳補正調書を作成する。

(5) 道路法20・21・22・24・32条関連工事に係る道路台帳補正の取り扱いについて

ア 道路法20・21・22・32条関連工事に伴う道路台帳の補正は、工事原因者（施工者）が行うことを

原則とする。（ただし、「道路占用等に伴う道路台帳補正事務の取り扱いについて（昭和57年3月25日道維第419の2号）」の1に該当する占用工事（以下「占用の特例工事」という）を除く）。

イ 道路法24条関連工事及び占用工事の特例工事に伴う道路台帳の補正は、土木事務所で行うものとする。

ウ 工事原因者は工事完了届提出時に、道路台帳の補正に必要な書類を一括提出する。

<提出資料>

(ア) 道路法20・21・22条関連工事執行者は、工事に起因して現状に変化を生じさせた場合、道路台帳補正調書を提出するとともに、道路現況平面図・公図写・占用平面図の写しに赤書きで完成時の出来形を記入し提出する。

(イ) 道路法第32条関連工事（占用の特例工事を除く）の執行者は、工事に起因して現状に変化を生じさせた場合、道路台帳補正調書を提出するとともに道路現況平面図・占用平面図の修正を行う。

エ 提出書類の保管

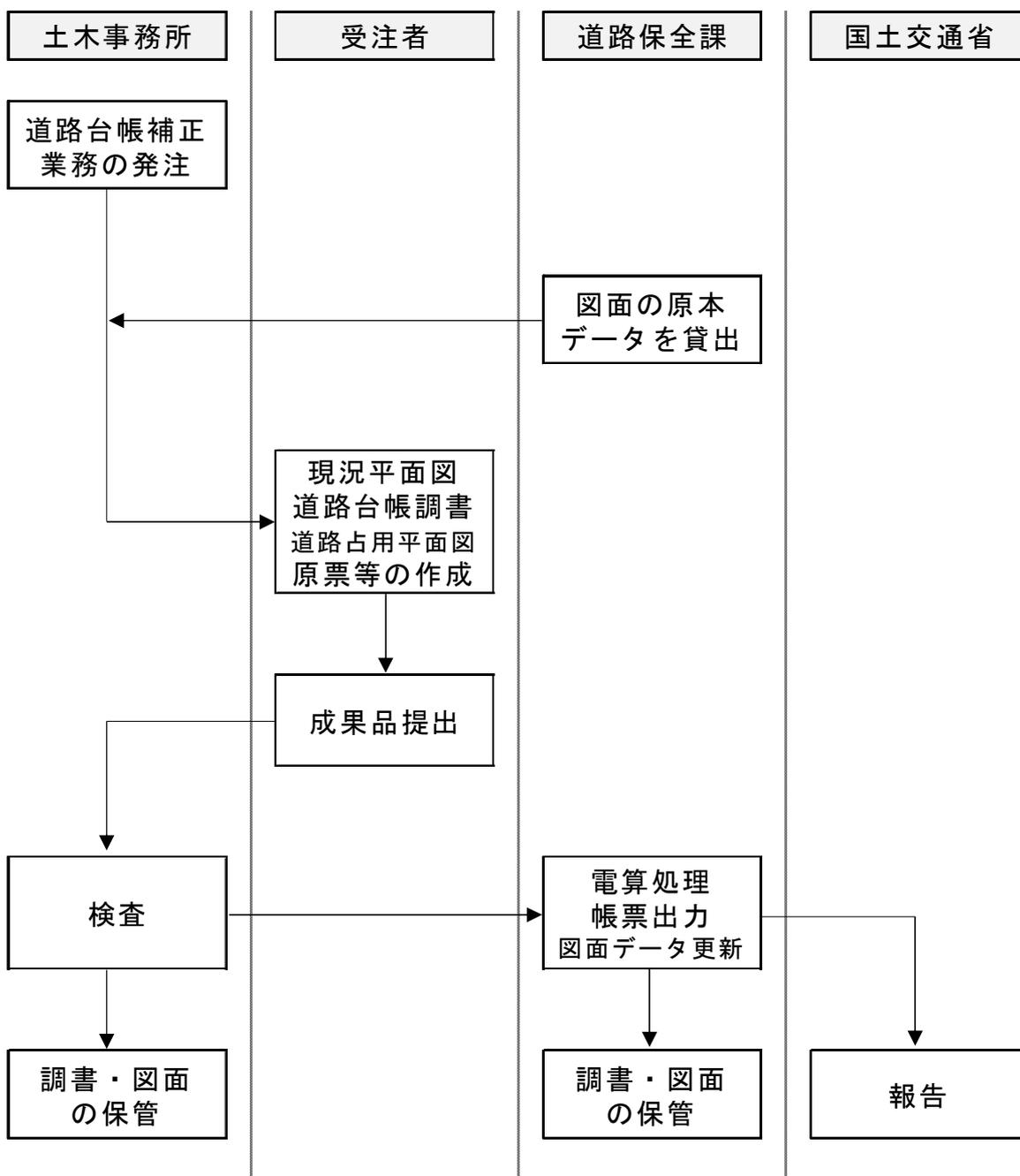
提出された書類、図面の保管は管理課で行い、年度末補正時に企画検査課企画係に渡し県工事の補正と一括して処理を行う。

(6) 毎年4月1日現在で集計する。

(7) 個人情報の保護について

道路台帳の作成にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を踏まえた作成とすること。公図写を除く図面への個人情報の記載は行わないものとする。また図面には、名字のみの表記についても記載しないこと。

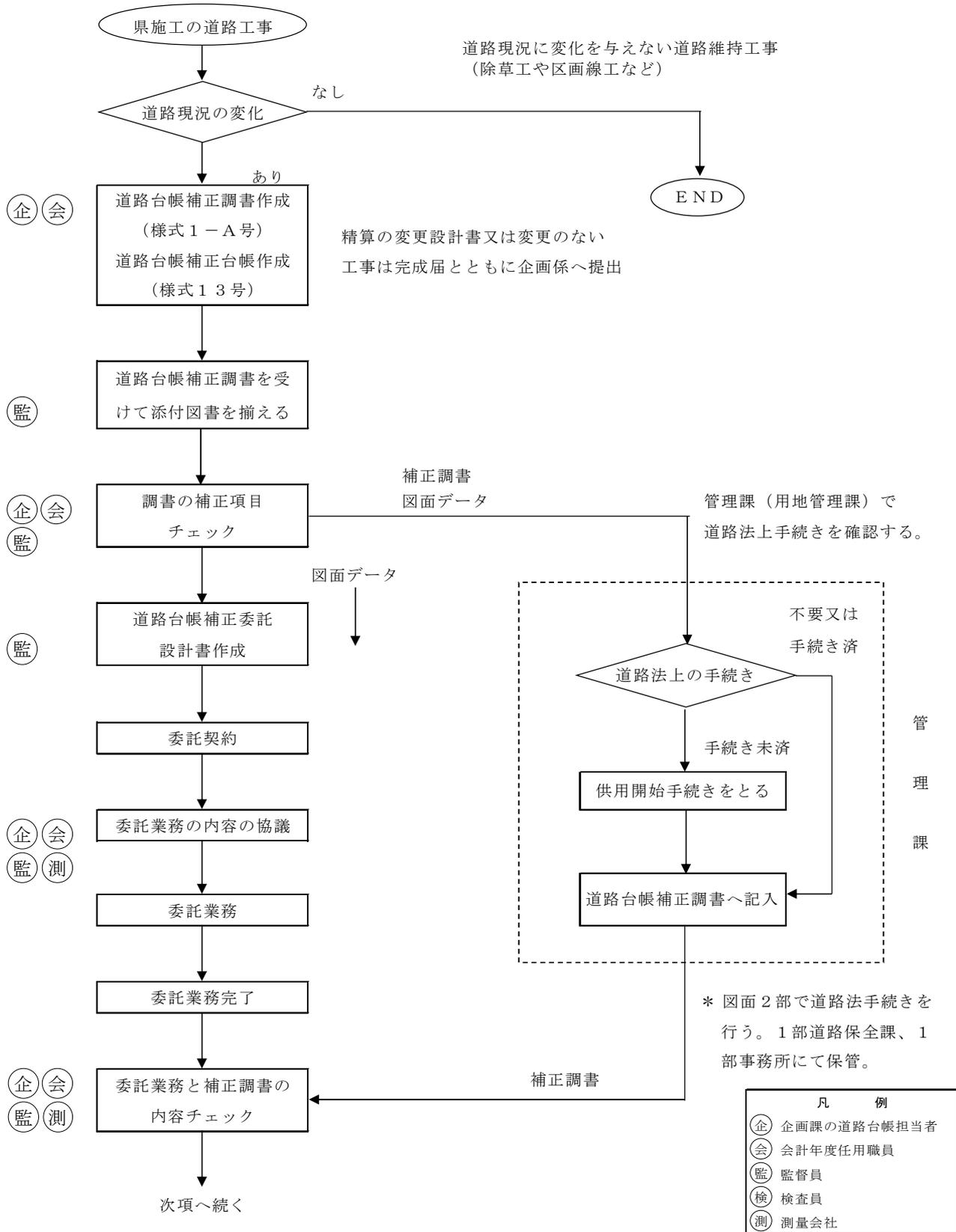
(7) 道路台帳処理体系図

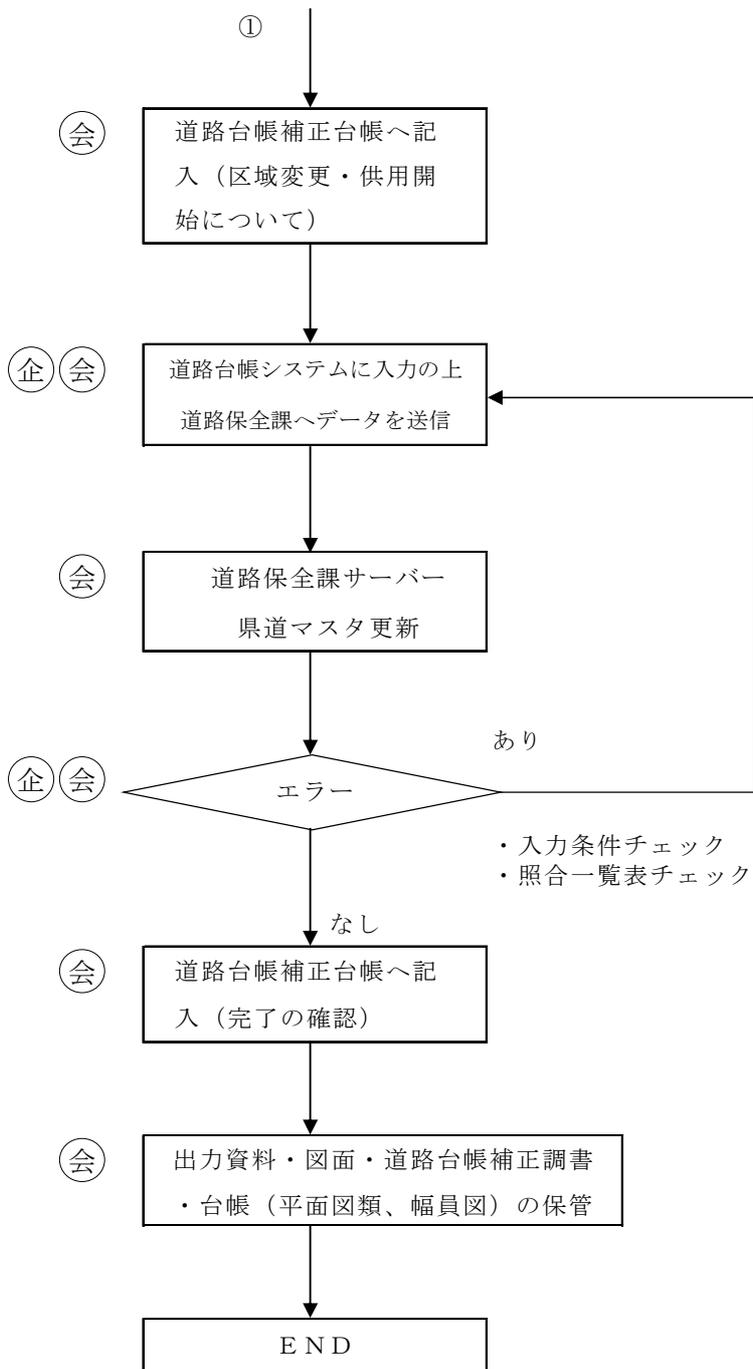


(8) 道路台帳補正手続きの手順

	土木事務所					本庁
	工事担当者	工事課長 都市計画課長	管理課長 (用地管理課長)	工事課長 企画検査課長	企画検査課長 (企画係・嘱託員)	
県 施行 工事 の 場合	県施行工事について変更設計書（または工事完了届）の提出と同時に道路台帳補正調書を提出する。	道路台帳補正調書が要項に適合しているかどうかを調査し、設計書と台帳を照合する。	区域決定（変更）、供用開始の告示手続きの確認を行い未完のものについては手続きをとる。	道路台帳の整備保管。道路台帳補正調書に基づく道路台帳補正の委託手続きを行う。	委託成果品の検査・道路現況図・道路占用平面図・道路台帳調書	
県 施行 工事 以 外 の 工 事 の 場 合	<p>①承認工事に係るものは、工事完了届と同時に道路台帳補正調書を提出する。</p> <p>②占用工事に係るものは、工事完了届と同時に道路台帳補正調書を提出し道路現況平面図、道路占用平面図の修正を行う。</p>		<p>管理課長 (用地管理課長)</p> <p>①区域変更、供用開始、工事完了の復命書、工事完了通知指定区間の指定政令、事業認定。</p> <p>②区域決定（変更）、供用開始の告示手続きを行う。</p> <p>③提出書類のチェック</p> <p>④必要調書等の保管</p>			<p><u>道路保全課</u></p> <p>道路台帳の保管</p> <p>関係各部課に対する報告</p> <p>関係官庁に対する報告</p>

道路台帳フロチャート





- ・入力条件チェック
- ・照合一覧表チェック

凡 例	
(企)	企画課の道路台帳担当者
(会)	会計年度任用職員
(監)	監督員
(検)	検査員
(測)	測量会社

